



公益社団法人スペシャルオリンピックス日本・愛知

定 款

施行	平成23年9月 1日
改訂	平成25年3月10日
改訂	平成26年3月 2日

公益社団法人スペシャルオリンピックス日本・愛知 定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 当法人は、公益社団法人スペシャルオリンピックス日本・愛知と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人の目的は、広く知的発達障害のある人たち（以下「アスリート」という。）に対して、様々なオリンピック競技種目に準じたスポーツトレーニングや競技会を提供し、アスリートの健康な体や体力の保持増進、スポーツ技能及び文化的な余暇享受能力の向上を図ることにある。活動を共にする市民ボランティアと才能や技能そして友情をわかちあう継続的な機会を通して、アスリートに対する理解が広がり、よりよい地域社会の実現に寄与すること。そして、アスリートが、人間としての自信と誇りを持ち、市民として自立することに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の公益事業を行う。

(1) アスリートに対するスポーツ事業であって、次に掲げるもの

- ①スポーツトレーニング等の実施
- ②スポーツ大会の実施
- ③スポーツ大会への派遣

(2) アスリートに対するスポーツ指導者の育成事業

(3) アスリートに対する文化活動・健康増進等支援事業

(4) アスリートに関する一般社会の理解をより深めるための広報・啓発・普及事業であって、次に掲げるもの

- ①ホームページの開設運営
- ②出版物の発行
- ③イベントへの参加等
- ④啓発グッズの実費販売

(5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 当法人は次のその他の事業を行うことができる。

- (1) 物品の販売
- (2) チャリティ催事の開催

- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 当法人の会員は次の2種とし、当法人の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(会員の資格の取得)

第6条 会員の入会については、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、別紙に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

- 2 入会金及び年会費の額は、社員総会において定める。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 前項の退会をもって、法上の退社とする。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときには、法第49条第2項に定める特別決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 継続して2年以上年会費を滞納したとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (4) 退会届けの提出をしたとき。

(5) 除名されたとき。

(抛出金の不返還)

第11条 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、年会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員（正会員）をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 事業計画及び収支予算の承認
- (4) 事業報告及び収支決算(収支計算書・正味財産増減計算書・財産目録及び貸借対照表)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分並びに合併
- (7) 入会金及び年会費の額
- (8) 当法人の運営に関する重要事項で理事会が社員総会で決議すべきであるとした事項
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 定時社員総会として毎年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(基準日)

第15条 定時社員総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集)

第16条 社員総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長は、第14条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から28日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、社員総会の日の2週間前までに通知を発しなければならない。
- 4 理事長は、前項の書面による通知の発生に備えて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令(平成19年政令第38号)で定めるところにより、社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

(議 長)

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故あるときは、副理事長がこれに当たる。

(決 議)

第18条 社員総会の決議事項は、第16条第3項又は第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 社員総会の決議は、この定款に規定するもののほか、社員総会に出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、この場合において、議長は正会員として議決に加わる権利を有しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 公益目的事業を行うため不可欠な特定の財産の処分
 - (6) その他法令で定められた事項

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

- 2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号。以下「法務省令」という。）で定める時期までに当該記載をした議決権行使書面を提出して、議決し、又は他の社員を代理人として議決を委任することができる。
- 3 前項の規定により議決した社員は、前条、次条第1項第2号及び第21条の適用については、社員総会に出席したものとみなす。
- 4 社員総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、次の事項を記載して、法務省令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 社員総数及び出席者数（委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載した上、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

(定足数)

第21条 社員総会は、社員総数の3分の1以上の出席をもって開会する。

第5章 役員

(役員の設置)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
 - (2) 監事 1名以上 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名以上3名以内を副理事長、1名を専務理事及び1名を会計責任者とする。
 - 3 前項の理事長をもって法上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び会計責任者をもって法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会において社員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会で選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事会があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
 - 3 専務理事は、理事会において定められた当法人の業務を執行し、管理する。
 - 4 会計責任者は、当法人の収支を管理し、計算書類を作成し、会計を行う。
 - 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、当法人の業務を執行する。なお、理事は当法人の職員を兼ねることができる。
 - 6 代表理事及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 第1号の規定による監査の結果、当法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会に報告すること。
 - 4 理事の業務執行の状況又は当法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時社員総会の終結の時までとする。ただし、理事又は監事について、再任を妨げないが任期を継続するときは原則として連続3期までとする。

(役員の解任)

第27条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員の報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(欠員補充)

第29条 理事又は監事のうち、その定数が欠けたとき（理事の場合は10名未満となったとき、監事の場合0名となったとき）は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(顧問・参与)

第30条 当法人に、法上の役員のほか、名誉会長、名誉顧問、顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長、名誉顧問、顧問及び参与は、理事会の推薦により、社員総会で決定する。
- 3 名誉会長、名誉顧問、顧問及び参与は、重要な事項について、理事長の諮問に応じ理事会及び社員総会に出席して意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行に関する事項の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 社員総会に付議すべき事項の決定

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 各理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第25条第4項の規定により、監事からの招集の請求があったとき。

(招 集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、事前に通知しなければならない。
- 4 理事長が緊急の必要があると認めた場合においては、前項の書面に加えてファクシミリによる通知ができるものとする。

(決 議)

第35条 理事会における議決事項は、前条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか、緊急を要すると判断した事項とする。

- 2 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 3 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の決議に加わることができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、理事長及びその会議において選任された議事録署名理事2名以上及び監事が署名、押印しなければならない。

(議 長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故あるときは、副理事長がこれに当たる。

第7章 資産および会計

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(資産の管理)

第39条 当法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎年事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業報告の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(会計の区分)

第43条 当法人の会計は、次のとおり区分する。なお、当法人の会計は、法第119条に定めるところにより行うものとする。

(1) 公益事業に係る会計

(2) 収益事業に係る会計

(基金)

第44条 当法人は、基金を引き受ける者の募集することができる。

2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

- 3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第8章 定款の変更及び解散及び合併

(定款の変更)

第45条 当法人が定款を変更しようとするときは、第18条第3項の決議を経なければならない。

(解 散)

第46条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 定款で定めた存続期間の満了
- (2) 定款で定めた解散事由の発生
- (3) 社員総会の特別決議
- (4) 社員が欠けたこと。
- (5) 合併（合併により法人が消滅する場合に限る。）
- (6) 破産手続開始の決定
- (7) 法第261条第1項又は第268条の規定による解散を命ずる裁判

(公益認定取消し等に伴う贈与)

第47条 当法人が公益認定の取消し処分を受けた場合又は、合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消し日又は当該合併の日から1カ月以内に、公益社団法人及び公益財産法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

(残余財産の帰属)

第48条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(合 併)

第49条 当法人が合併しようとするときは、社員総会において会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 当法人の公告は、官報により行う。

第10章 雑則

(細 則)

第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、公益認定を受けた日から施行する。

別紙

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| (1) 正会員 (個人) | 入会金 5,000 円、 | 年会費 5,000 円 |
| (2) 賛助会員 | 年会費 | |
| | 個人 1 口以上 | 1 口 3,000 円 |
| | 企業・団体 1 口以上 | 1 口 10,000 円 |